

2021年6月28日

「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の確認義務履行に関するお客様へのお願い

株式会社 SBJ 銀行（本店:東京都港区、代表取締役社長:富屋 誠一郎）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客様より外国為替取引等を受け付けた際には、外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置に対応するため、その取引が、同法の規制対象ではないことを確認する義務があります。

お客様には大変お手数をおかけいたしますが、以下、各項目をご一読いただき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 外国為替及び外国貿易法(※1)

北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
北朝鮮の「資金使途規制」
・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
イランの「資金使途規制」
・「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

(※1)規制や対象者は変更になることがございます。

■ 法令に基づき銀行に求められている確認義務

上記の経済措置の確実な実施のため、弊行は外為法第17条の規定により、お客様のご送金取引が当該制裁措置に該当しないものであることを確認しております。

つきましては、送金目的が輸入または仲介貿易取引の決済代金の場合は、必ず当該商品・貨物の「原産地(国名)」および「船積地(都市名)」(仲介貿易取引の場合はさらに「仕向地(都市名)」)をご申告いただきますようお願い申し上げます。尚、下記に該当するご送金取引は、確認書類の提示をお願い致します。

(A) 輸入代金/仲介貿易送金等のお取引で、輸入品目等が以下4品目に該当するお取引の場合 (※2)

うに	あさり	さとりいばらの葉	まつたけ
----	-----	----------	------

※「貝」「魚介類」「MARINE PRODUCTS」のように特定できない場合も含まれます。

(B) 輸入代金/仲介貿易送金等のお取引で、輸入品目等が以下12品目に該当するお取引で

かつ、原産地・船積地域が北朝鮮の隣国（中国・韓国・ロシア）に該当する場合(※3)

赤貝	あわび	うにの調整品	えび	けがに	しじみ
たこ	ひらめ	なまこ調整品	はまぐり	かれい	ずわいがに

(C) 商品の品目にかかわらず、受取人名・受取人住所・受取人受取銀行等に以下の北朝鮮隣接の都市名が含まれる、
または、船積地・仕向地が該当する場合(※3)

丹東 (Dandong)	延吉 (Yanji)	琿春 (Hunchun)
--------------	------------	--------------

(※2)上記(A)のお取引に関しましては、公的機関の発行する原産地証明書または輸入許可証等のご提示が必須となります。

(※3)上記(B),(C)のお取引に関しましては、「原産地証明書」「輸入許可証」「売買契約書」「インボイス」「船荷証券」等の
原産地及び船積地域が確認できる資料のご提示をお願い致します。

尚、上記に該当するご送金にかかわらず、お取引内容によっては、お取引に関する確認資料をご提示いただいたうえで、取引内容について慎重な確認をさせていただく場合もございます。「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、および「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」等に該当しないことが確認できない場合、お取引をお断りさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上

◆お問い合わせ◆ SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017〔通話料無料〕
《受付時間》 平日 9 : 00～18 : 00 (土日・祝日・年末年始を除く)

